

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

## 目 次

告 示		ページ
○特定調達契約に係る資格に関する公示	(総務部総務課)	26
○特定調達契約に係る入札の公告	(総務部総務課)	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(総務部総務課)	28
○土地改良区の役員の就任の届出	(農業施設管理課)	28
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	28
○農業振興地域の指定の一部改正	(農地調整課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	29
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	30
○道路の供用の開始	(維持管理防災課)	30
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課)	30
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課)	30
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		32
○特定調達契約に係る入札の公告		33
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)		34
<b>道教育庁教育局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		34
○特定調達契約に係る入札の公告		35

## 告 示

### 北海道告示第726号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年12月16日

### 1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成28年12月16日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約及び北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

### 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に必ず電気供給を1年以上行った者
- (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者(同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。)
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者

### 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年12月16日(金)から平成29年1月13日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道総務部総務課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/zsk/kokuji.htm>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出すること

により行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課  
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目  
(3) 電 話 番 号 011-204-5120

#### 北海道告示第727号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,670 kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 4,830,000 kWh

イ 北海道庁別館西棟庁舎等で使用する電力

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 165 kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 305,700 kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 1の(1)のア 北海道庁本庁舎（地下2階電気室）

イ 1の(1)のイ 北海道庁別館西棟庁舎（地下1階電気室）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道告示第726号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎3階 出納

局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成29年1月30日（月）午前10時（送付による場合は、同月27日（金）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/zsk/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5120

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)
  - (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,670 kW
  - (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,830,000 kWh
- b Electricity to be used in Hokkaido Government Annex West building (Electrical Room)
  - (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 165 kW
  - (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 305,700 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 30, 2017  
(If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5120

**北海道告示第728号**

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称（各1時間当たりの単価）及び数量  
北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式
 

(1) 除雪ドーザ（9トン（1.5㎡）級以上 汎用プラウ）	605時間
(2) ダンプトラック（10トン級以上 排雪用差し枠）	1,336時間
(3) ホイールローダ（0.5㎡級以上 スノーバケット付）	301時間
(4) バックホウ（ホイール型0.45㎡級以上 スノーバケット付）	224時間
(5) ロータリー除雪機（10PS以上）	30時間
(6) 除雪作業員	1,150時間
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年11月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社佐野重機
  - (2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号
- 4 随意契約に係る契約金額
  - (1) 23,000円
  - (2) 14,000円
  - (3) 9,500円
  - (4) 13,500円

- (5) 10,000円
- (6) 3,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道総務部総務課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第729号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事・監 事 の 別	氏 名	住 所
平成28.11.30	理 事	赤 石 正 尚	余市郡余市町黒川町822番地
同	同	大 嶋 義 彦	同 余市町黒川町1147番地

**北海道告示第730号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（美幌田中地区（客土、暗渠排水、区画整理、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成28年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第731号**

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。  
弟子屈地域の事項中「平成2年弟子屈町告示第32号」を「平成28年弟子屈町告示第54

号」に、「弟子屈空港の区域」を「弟子屈空港跡地の区域」に改める。

- 2 昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。  
美唄地域の事項中「美唄市の区域のうち、図面（第7号）の赤色で着色した部分（」を「美唄市の区域のうち、」に、「農林水産省北海道農業試験場泥炭地研究室用地の区域」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター美唄試験地の用地の区域」に、「北海道立林業試験場の区域並びに字茶志内の一部（ゴルフ場予定地）の区域」を「地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場の区域並びにGOLF 5 カントリー美唄コースの区域」に改める。
- 3 昭和48年北海道告示第3349号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。  
遠軽地域の事項中「遠軽町の区域のうち、図面（第20号）の赤色で着色した部分（」を「遠軽町の区域のうち、」に、「平成16年遠軽町告示第37号」を「平成28年遠軽町告示第66号」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「網走西部地域森林計画の遠軽町有林野の9（1から6までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走西部地域森林計画の遠軽町の民有林野の3から5まで、9（7から14までの小班の区域に限る。）及び18（49から52まで、60、62、64から68まで、71から124まで、129から131まで、145から148まで、152、153、160、163、164及び166から169までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走西部地域森林計画の生田原町有林野の23、24、58から60まで、69及び70林班の区域、網走西部地域森林計画の生田原町の民有林野の19から22まで、27から31まで、55及び64林班の区域、網走西部地域森林計画の丸瀬布町有林野の6から9までの林班の区域、網走西部地域森林計画の丸瀬布町の民有林野の15及び16林班の区域並びに網走西部地域森林計画の白滝村の民有林野の13及び14林班の区域）」を「網走西部地域森林計画の遠軽町3から5まで、9（1から14までの小班の区域に限る。）、18（49から52まで、60、62、64から68まで、71から124まで、129から131まで、145から148まで、152、153、160、163、164及び166から169までの小班の区域に限る。）、1019から1024まで、1027から1031まで、1055、1058から1060まで、1064、1069、1070、2006から2009まで、2015、2016、3013及び3014林班の区域」に改める。

#### 北海道告示第732号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養  
(3) 解除の理由 道路用地とするため  
2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
(3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市・亀田郡七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
函館市・七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を石狩市役所の掲示場に掲示した。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 通知の内容   | 平成28年北海道告示第709号   |
| 2 所在が不明な者 | 熊谷 雅夫、伊藤 順一、乗田 由吉、大滝 寅作、山本 清造、小田桐 定雄、伊藤 石松、阿蕪 石藏、五十嵐 秀雄、佐藤 惣吉、大矢 寅雄、伊藤 順一、畑田 セイ、畑田 恵美子、畑田 雅子、阿部 顕義、田端 石次郎、五十嵐 末太郎 |

#### 北海道告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 野幌総合運動公園線	江別市野幌若葉町7番18地先から 同市野幌松並町3番28地先まで	平成28.12.16

#### 北海道告示第736号

平成28年12月16日（金曜日）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
常盤2の沢川（Ⅰ-11-0790）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字常盤（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
上池田川左沢川（Ⅱ-11-0730）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字池田（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
盤の沢川（Ⅱ-11-0820）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字常盤（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
池田の沢川（Ⅱ-21-0080）
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
北斗市茂辺地（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第737号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
赤井川常盤（Ⅰ-1-271-808）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
常盤3の沢川（Ⅰ-11-0800）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
落合の沢川（Ⅱ-11-0770）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
朝里沢川左沢川（Ⅱ-11-0810）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
余市郡赤井川村字常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

永田の沢川（Ⅱ-21-0100）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
北斗市茂辺地市ノ渡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
義村の沢川（Ⅱ-21-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
北斗市茂辺地市ノ渡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
吉田の沢川（Ⅱ-21-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
北斗市茂辺地（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
市の瀬川（Ⅰ-21-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
北斗市茂辺地市ノ渡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上磯市ノ渡1（Ⅱ-2-128-911）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
北斗市茂辺地市ノ渡（次の図のとおり）

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯市ノ渡2 (Ⅱ-2-129-912)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地市ノ渡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯茂辺地1 (Ⅱ-2-130-913)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上磯矢不來 (Ⅱ-2-127-910)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 成田の沢川 (Ⅱ-21-0120)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地市ノ渡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 野口の沢川 (Ⅱ-21-0060)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高橋の沢川 (Ⅱ-21-0090)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北斗市茂辺地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p><b>総合振興局告示及び振興局告示</b></p>	
<p><b>北海道空知総合振興局告示第30号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成28年12月16日</p> <p style="text-align: right;">北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック (10t級6×6専用型) 1台</p> <p>2 落札を決定した日 平成28年12月6日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社</p> <p>(2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号</p> <p>4 落札金額 40,554,000円</p>	

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年10月25日付け北海道空知総合振興局告示第28号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

**北海道空知総合振興局告示第31号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月16日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台  
（交換契約により、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を当該相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成29年3月24日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申請の時期 平成28年12月16日（金）から平成29年1月20日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階電子入札室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成29年1月30日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 自動車の賃貸借 18台
- (2) 予定時期 平成29年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
(3) 電 話 番 号 0126-20-0022
- 12 Summary  
A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1  
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 30, 2017  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 27, 2017)  
C Contact : Administration Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan  
Phone : 0126-20-0022

#### 北海道上川総合振興局告示第164号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月16日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの購入 39台
- 2 落札を決定した日  
平成28年11月24日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社サイトー  
(2) 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

- 4 落札金額  
6,175,980円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年10月14日付け北海道上川総合振興局告示第142号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 北海道上川総合振興局告示第165号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月16日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車 2台（自動車2台と交換）
- 2 落札を決定した日  
平成28年11月24日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 トヨタカローラ旭川株式会社  
(2) 住 所 旭川市忠和5条8丁目2番11号
- 4 落札金額  
3,168,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年10月14日付け北海道上川総合振興局告示第143号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

#### 北海道教育庁渡島教育局告示第61号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月16日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの購入 29台
- 2 落札を決定した日  
平成28年11月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社エスイーシー
  - (2) 住 所 函館市末広町22番1号
- 4 落札金額  
4,040,280円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年10月28日付北海道教育庁渡島教育局告示第52号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

#### 北海道教育庁上川教育局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月16日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
    - ア パーソナルコンピュータ 上川A地区 75台 一式
    - イ パーソナルコンピュータ 上川B地区 123台 一式
    - ウ パーソナルコンピュータ 上川C地区 127台 一式アからウまでについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 日 平成29年3月31日（金）
  - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年12月16日（金）から平成29年1月6日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階302号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成29年1月16日（月）午前11時  
1の(1)のイ 平成29年1月16日（月）午前11時15分  
1の(1)のウ 平成29年1月16日（月）午前11時30分  
（送付による場合は、1月13日（金）午後4時までには必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成28年2月16日付け北海道教育庁上川教育局告示第6号
- 8 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交 付 場 所 4に同じ。  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyohou.htm>) においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号  
(3) 電 話 番 号 0166-46-5862
- 12 Summary  
A Nature and quantity of the products to be procured :  
a Personal Computer Kamikawa A area 75 1 sets  
b Personal Computer Kamikawa B area 123 1 sets  
c Personal Computer Kamikawa C area 127 1 sets  
B Bid tendering date and time :  
a 11 : 00 A.M., January 16, 2017  
b 11 : 15 A.M., January 16, 2017  
c 11 : 30 A.M., January 16, 2017  
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 13, 2017)  
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1,  
Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan  
Phone : 0166-46-5862

---